

トマト・スーパー定期＜単利型＞

(平成26年4月16日現在適用中)

項目	内容
1. 商品名 (愛称)	トマト自由金利型定期預金-M型-＜単利型＞ 愛称：預入金額 300 万円未満 …… トマト・スーパー定期 預入金額 300 万円以上 …… トマト・スーパー定期 300
2. ご利用可能な方	法人および個人のお客さま
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1か月超5年未満（上記定型方式は除く） ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. お預け入れ方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100 円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭掲示の利率を満期日まで適用します。 100 円以上 300 万円未満、300 万円以上の 2 段階の金額階層別金利設定を行います。（金利は店頭に表示しています。） ・預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）に支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 手数料	ありません
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方は、総合口座にセットすると自動貸越の担保とすることができます。 注 1）貸越限度額は、担保定期預金の残高の 90%で最高 500 万円までです。 注 2）貸越利率は、担保定期預金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率です。 ・個人の方は、マル優の取扱いができます。 ・預入期間 2 年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。
9. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日前日までの日を満期日とした場合 6 か月未満 …… 解約日における普通預金の利率 6 か月以上 1 年未満 …… 約定利率×50% 1 年以上 3 年未満 …… 約定利率×70% (2) 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日前日までの日を満期日とした場合 6 か月未満 …… 解約日における普通預金の利率 6 か月以上 1 年未満 …… 約定利率×40% 1 年以上 1 年 6 か月未満 …… 約定利率×50% 1 年 6 か月以上 2 年未満 …… 約定利率×60% 2 年以上 2 年 6 か月未満 …… 約定利率×70% 2 年 6 か月以上 4 年未満 …… 約定利率×90%

	<p>(3) 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日前日までの日を満期日とした場合</p> <p>6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>2年6か月以上3年未満 約定利率×80%</p> <p>3年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p>(4) 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>6か月以上1年未満 約定利率×30%</p> <p>1年以上1年6か月未満 約定利率×40%</p> <p>1年6か月以上2年未満 約定利率×50%</p> <p>2年以上2年6か月未満 約定利率×60%</p> <p>2年6か月以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>3年以上4年未満 約定利率×80%</p> <p>4年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p>なお、この利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率を適用します。</p>
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・利息は、個人の方は 20.315%（復興特別所得税を含む）の分離課税、法人は総合課税の対象となります。
11. 当社が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

<預金保険対象商品>